

医薬品宣伝許可規定

MR が本院未使用医薬品の情報提供活動を行うときは、薬剤科に「医薬品情報提供願」を届け出、許可を受けた後に情報提供活動を実施する。(但し、医師の依頼など本院が必要とする場合は除く)。

1 「医薬品情報提供願」を届け出るにあたっての基本的な考え方

- (1) 既採用医薬品より薬理薬効的に優れているものであること。
 - (2) 薬理薬効的に全く新しい医薬品にあつては、臨床的に優れた薬効が期待できるものであること。
 - (3) 薬物療法を安全かつ有効に行えるものであること。
 - (4) 薬価基準収載医薬品であること。(但し、自由診療用医療用医薬品も含む)
 - (5) 患者負担について考慮したものであること。
 - (6) 経営面について考慮したものであること。
- 上記の事項の何れかに該当する医薬品であること。

2 医薬品情報提供許可手続き

MR が「医薬品情報提供願」(京都市立病院 HP よりダウンロード) に所定事項を記入、薬剤科に届け出る。薬剤科医薬品情報管理室は届け出があつた薬剤について、院内もしくは地域薬局公開のヒアリングを行い、医薬品情報提供許可の可否を検討し、薬剤科部長に報告する。薬剤科部長は報告内容から、情報提供許可の可否を決定する。なお、非常時で院内もしくは地域薬局公開のヒアリングが行えない場合には、薬剤科部長および医薬品情報管理室担当者のみでヒアリングを行うことにより情報提供許可の可否を決定する。後日、結果を MR に通知する。

3 医薬品情報提供について

医薬品情報提供許可を受けて情報提供を行う際には、「京都市立病院事業者訪問規定」を遵守すること。

附 則

平成 18 年 7 月 1 日 制定

平成 26 年 7 月 31 日 改訂

令和 2 年 7 月 1 日 改訂

令和 3 年 12 月 8 日 改訂

改訂内容

(令和 3 年 12 月改訂分)

非常時で院内もしくは地域薬局公開のヒアリングが行えない場合の対応について追記。